

枚方市ポイント制度システム構築・運營業務委託に係る プロポーザルのヒアリング実施要領

1 目的

このヒアリングは、枚方市ポイント制度事業者選定審査会（以下「審査会」という。）に対して、直接に業務提案者が提案内容の説明を行うとともに、審査会が業務提案者に質疑を行う機会を設けることで、提案内容に対する審査会の理解をより一層深め、適正な審査に資するために実施するものです。

なお、ヒアリングについては、審査の透明性を高める観点から公開で行ないます。

2 実施日時及び場所

- (1) 日 時 平成 30 年 6 月 15 日（金）午後 2 時から
- (2) 場 所 枚方市役所別館 4 階 第 3 委員会室
- (3) 集合時間等 別添「プロポーザルのヒアリング順について」参照

3 説明時間及び出席者等

- (1) 所要時間 説明 15 分間以内、質疑応答 20 分間程度
- (2) 出席者 業務責任者を含む合計 4 名以内
- (3) 出席者の報告 別添「ヒアリング出席者報告書」を速やかに提出してください。（変更が生じた場合は再提出してください。）

なお、公平性を期する観点から、(2) の出席者は、他者のヒアリングを傍聴することはできません。

4 ヒアリングの順番

ヒアリングは、業務提案書の到着（枚方郵便局での引受け印で確認）が遅かった者から順番に実施します。なお、同日に到着した業務提案書が複数ある場合は、当該業務提案書に係る提案者名の五十音順とします。

ヒアリングの順番及び集合時間等は、後日通知する「プロポーザルのヒアリング順について」のとおりです。

5 ヒアリングの内容

(1) 業務提案内容の説明

- ・説明内容は、提出された業務提案書類の範囲に限ります。
- ・業務提案書の記載内容と異なる説明や業務提案書の範囲を逸脱した説明、審査委員の質問内容と全く関係のない発言をしないでください。
- ・提案者名（企業名）は審査会に伏せた形で行いますので、商号又は商品名、ロゴ、住所、代表者など、提案者名が特定できるような表現は用いないでください。

(2) 質疑応答

業務提案書に記載している内容に対し、より具体的な内容や疑問点等について質疑応答を行います。

(3) 追加資料の配付

追加資料の配付は一切不可とします。

6 使用機器・資料等

(1) プレゼンテーションソフトの使用

プレゼンテーションソフト（パワーポイント等）を用いた説明は可能です。ただし、業務提案書以外の事項は一切、説明の内容に盛り込まないでください。

説明時には本市が用意する以下の機器を使用することができますが、パソコンについては、原則、出席者が持参してください。なお、プレゼンテーション時に使用する資料は事前に事務局で内容確認を行うとともに、審査会委員の審議時に使用しますので、パソコンの持参状況に関わらず、6月11日（月）午後5時30分までにデータを事務局宛に送信してください。（容量が20MBを超える場合は、大容量ファイル送受信サービスをご利用ください。URL、ログインID及びログインパスワードはヒアリングの時間とあわせて後日通知いたします。）

- ・パソコン FUJITSU FMV A02008 LIFEBOOK A743/G
 Windows7 Office2007 (PowerPoint 含む。)
- ・プロジェクター EPSON H478D (ケーブル：HDMI 又は VGA に対応。)
- ・スクリーン 縦 122cm、横 163cm (80 インチ)

機器設置等に必要な時間については、「3 説明時間及び出席者等」に記載された時間には含みません。

(2) パネルの使用

業務提案書をパネル化したプレゼンテーションも可能です。

(3) 会場レイアウト

選定審査会会場のレイアウトイメージは別添資料を参考にしてください。

7 注意事項

(1) 出席者は次に掲げる事項を行わないよう十分注意してください。

- ①指定する集合時刻に遅れるなど、募集要項に示す失格事項に該当する行為
- ②提案者名（企業名）が特定される服装での出席
- ③他者のヒアリングを傍聴するなど著しく公平性を欠く行為
- ④その他、選定審査会会長及び事務局の指示に従わない行為

(2) ヒアリング出席者が当該ヒアリングを記録することは構いません。なお、記録方法については、事務局の指示に従ってください。

8 その他

- ・ヒアリングの実施に関するお問い合わせは、事務局までご連絡ください。
- ・ヒアリング審査に関して、本要領に規定されていない事項が発生した場合は、審査会と事務局が協議し決定するものとします。また、その内容は、必要に応じて業務提案者全員に通知するものとします。
- ・ヒアリング審査の進行上の都合により、後日通知する時間（開始時刻）と異なる時間となる場合は、事務局の指示に従ってください。
- ・当日は、報道関係者（選定審査会会長の許可を得た者）及び事務局による記録用の写真撮影、動画撮影、録音を行う場合があります。
- ・ヒアリングの傍聴者への周知は、後日、市ホームページ等で行います。

以上

【事務局 連絡先】

枚方市 総合政策部 企画課

〒573-8666

住所:枚方市大垣内町2-1-20

電話:072-841-1254(直通)

FAX:072-841-3039

E-mail:kikaku@city.hirakata.osaka.jp